

■「NEWSネットデータ移行用機器」仕様書に関する問い合わせへの回答
仕様書に対して、問い合わせがあった内容について以下のとおり回答します。

令和6年(2024年)9月6日
札幌市デジタル戦略推進局情報システム部

項番	質問	回答
1	本契約は、契約満了後、物件の処分について別途協議とされています。この場合当該契約に係る撤去費用の負担及び固定資産税の納付義務は、受注者にあるものと判断してよろしいでしょうか。	撤去費用につきましては、仕様書のとおり受託者との協議を行い決定する想定です。 固定資産税に関する詳細につきましては、本市中央市税事務所固定資産税課償却資産担当(011-211-3079)へお問い合わせください。
2	契約保証金について:当社は過去に貴市及び北海道と契約実績がございます。札幌市契約規則第25条の契約保証金の免除業者に該当しますでしょうか。	契約保証金の免除につきましては、落札者決定後個別に判断いたします。
3	賃料の回収について:2024年11月分の賃貸借料は、ご請求書を2024年12月1日までに請求(お届け)した場合、12月末日までにお支払い頂けると考えてよろしいでしょうか。	本市内部での履行検査完了後、ご請求を受けた日から30日以内にお支払いいたします。